

後期高齢者医療制度関係事務に関する特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」  
に関するパブリックコメントの実施について

三重県後期高齢者医療広域連合では「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）によるマイナンバーの導入に伴い、個人番号を含む個人情報ファイル（特定個人情報ファイル）を取り扱うこととなります。

番号法第 26 条及び第 27 条の規定に基づき特定個人情報の漏えい等のリスクについて評価し、「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」を作成しましたので皆様からの意見を募集します。

●ご意見を募集する案件

後期高齢者医療制度関係事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）

●公表場所

- (1) 三重県後期高齢者医療広域連合ホームページ
- (2) 三重県後期高齢者医療広域連合事務局窓口

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間にお越しく下さい。  
(土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日は除きます)

●募集期間

平成 28 年 12 月 14 日（水）から平成 29 年 1 月 13 日（金）まで

●提出方法

所定の意見記入用紙に、住所、氏名（名称）、連絡先（電話番号）を記入のうえ、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

郵 送：514-0003 三重県津市桜橋二丁目96番地 三重県自治会館B1  
三重県後期高齢者医療広域連合事業課 宛（平成29年1月13日必着）

FAX：059-221-6881

電子メール：koukikourei-mie@mie-kouiki.jp

（件名に「特定個人情報保護評価書（案）に対する意見」とご記入ください。）

※電話での意見提出はできません。

●個人情報の取り扱い

いただいたご意見は、この意見募集に関する業務のみに使用することとし、住所、氏名、連絡先等の個人情報は、三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の規定に基づき適切に管理し、公表はいたしません。

また、提出いただいたご意見で、公表することにより個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものについては、その全部又は一部を公表いたし

ません。

●提出いただいたご意見の取り扱い

皆さんからいただいたご意見は、参考とさせていただくとともに、後日、ご意見に対する三重県後期高齢者医療広域連合の考え方についてホームページで公表します。

なお、ご意見いただいた方への個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

●問い合わせ先

三重県後期高齢者医療広域連合事業課

電話番号：059-221-6883

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

●参考資料・ホームページ

- ・「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」の概要（内閣官房ホームページ）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

- ・特定個人情報保護評価制度（個人情報保護委員会ホームページ）

<http://www.ppc.go.jp/enforcement/assessment/>